

岡崎市議会議長 様

支出番号

会派名

代表者名

加藤史朗

以下のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政 務 活 動 報 告 書

令和 7 年 5 月 1 4 日提出

活動年月日	令和 7 年 5 月 7 日（水）～ 5 月 9 日（金）		
氏名	加藤史朗		
用務先 及び 内 容	1 5 月 7 日	用務先	滋賀県大津市
		内 容	令和 7 年度市町村議会議員研修[3 日間コース] 「新人議員のための地方自治の基本」
	2 5 月 8 日	用務先	滋賀県大津市
		内 容	令和 7 年度市町村議会議員研修[3 日間コース] 「新人議員のための地方自治の基本」
	3 5 月 9 日	用務先	滋賀県大津市
		内 容	令和 7 年度市町村議会議員研修[3 日間コース] 「新人議員のための地方自治の基本」
	4 月 日	用務先	
		内 容	
備 考			

市町村議会議員研修(3日間コース)
新人議員のための地方自治の基本

日程 令和7年5月7日(水)～5月9日(金)
場所 全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市)

■参加意図

議員として、任期中に、市民の期待に応える仕事をするためには、早い段階で、活動の大前提となる地方自治、地方議会、条例等についての基本やポイントを押さえておくことが大切と考え、それらの内容を集中的に学べる本講座を受講することとした。

1 地方自治制度の基本

講師 同志社大学政策学部教授 野田遊氏

- ・地方自治は二代表。議員を通じた住民自治と市長による団体自治。
- ・中央と地方の関係は「融合型」 同じ課題に対し国も地方が共同で仕事をする(国道と市道、市の事業に対する国補助等)
- ・愛知県は該当しないが、財政力指数が低く、経常収支比率が高い市町村が全国の主流。都道府県が、基礎自治体のサービスを代替する必要性が高いとされる。
- ・市町村合併や「定住自立圏」「連携中枢都市圏」などの広域連携は、人口増加に寄与しないとの評価もあり。中心市も財政は厳しく、その市への依存は成果を生まない。
- ・執行権、予算提案権をもつのは首長。実働の職員がついているのも首長(イギリスでは議会側についている)。議会ができるのは、予算の修正、否決まで。
- ・課題解決には、行政だけでなく、NPOや企業、自治会等との協働やネットワークが機能するかどうかが重要。そのガバナンスは議会・議員の役割の一つ。
- ・住民は、現状の施策や対処に対する認識は低く、期待水準・要求量が高い。この期待水準・要求度については、対話を重ね、現に努力をしていることを伝えることで下げられる。
- ・情報の出し方も工夫ができる。住民は「過去比較」より「他市との比較」、「正確な値」よりも、「早く概数を出す」方が伝わりやすく効果的。
- ・固定観念を持ち、自分の意思等に沿わない話を聞けなくなっている住民も多い。対処としては、このことを意識しつつ、対話や広報を継続していくことが大切。

2 地方議会制度について

講師 全国市議会議長会企画事業部副部長 篠田光洋氏

- ・現代日本は「最小参加社会」。市民の参加が限定的なため、議員・議会の、地域の民意を集約し、広い見地から議論する役割が重要とされる。
- ・令和5年の自治法改正で、地方議会・議員の職務等が明確化された。これに伴い、保育所の利用や学童保育の利用にあたり、議員活動が「就労」「労働」として認められた。
- ・議員の兼業の禁止。町内会役員も注意が必要。市からの委託料などが収益の50%を占めている場合は不可。

・議員のなり手不足は大きな課題。対策として主権者教育は重要。三議長会が発行する「フリーレンたちと学ぶ地方議会」のような資料を活用し、若者への啓発を図る必要がある。

3 地方議会と自治体財政

講師 武庫川女子大学経営学部教授 金崎健太郎氏

・国と地方で、仕事量は約4:6に対し、入ってくるお金が約4:6。このギャップを埋め、地方の財源を確保するのが地方財政計画であり地方交付税交付金。国がナショナルミニマムの保障するために作り上げた仕組み。

・はじめから地方の税收とする制度とした場合、稼げる自治体とそれ以外の自治体間格差が発生する。だから、一度、国で財源を確保し、地方に配分する仕組みとした。

・国の財源になるが、国の関与できない特別会計に入るため、地方の財源といえる。

・地方交付税措置により自治体は財源が保障されるため、財源確保の努力をしなくなることも考えられる。これを避けるため、留保財源(税收の25%)の仕組みがある。交付団体が、1億の増収とした場合、7500万の交付税減になるが、2500万の税收増となり、この2500万は市の意思で使える予算となる。

・市民のために独自事業をしたいなら、税收増やふるさと納税(寄付)の獲得が必要。

・自治体は予算がすべて。行政サービスの内容も質も決めるもの。

・予算の調製権は首長。議会は、修正は可能だが、提案権はない。新事業の追加や増額は基本的にNG。ただし、増額は長の予算発案権を侵さない限りにおいて可能。

・予算編成の流れを踏まえると、予算要望は、各課の予算要求が始まる前、夏までに行う必要あり。

4 条例と政策の審査・立案

講師 元衆議院法制局参事 吉田利宏氏

・議会が「条例を制定する力がある」ということは、対市長や執行部で大きな武器となる。条例が作れば、執行部の行為を縛ったり、誘導したりすることもできる。

・議員提案条例が多い分野は三つ。法律補完型は、国が新法を定めたとき、市が対応を明示するもの。地方分権一括法の流れから、法では、具体の取組は市町に決めさせるのが一般的となっている。

・二つ目は、複数の部署にまたがる事項に関する条例。執行部が苦手とする条例。自転車安全対策条例、観光振興条例など。

・三つめは、新たな価値を提示する条例。手話言語条例など。執行部が慎重な時に、行動を促すもの。

・国の動きに合わせて執行部に取組を進めてもらいたい時、必要な施策が進まないとき、予算化がされない時などは、条例制定を考えるタイミングといえる。

・立案に向けては、まず問題点を探ることが大事。住民の要望だけでなく、その原因を考え、探ることが必要。

・問題点が分かれば、解決方法を考える。仲間と、思いつくままに書き出すことが大事。そのうえで、条例によらなければならないもの(条例事項)、条例が必要ではないものに分類し、条例事項がある場合に、条例制定を検討することになる。

- ・条例の目的規定は条例の顔であり重要。手段、目的、究極の目的を順に並べる。
- ・責務規定は、順番だれに期待するのかを明示するものになるため重要。

5 これからの地方議員に期待されていること

講師 慶応大学法学部教授 谷口尚子氏

- ・日本人の有権者は、政治家へ依存的。「参加はしないが注文はする」「税金払っているんだからやれ」という「消費者型」の民主主義。市民は、統治が上手くいっていると関心を持たず、問題があり政治が混乱すると関心を持つ。
- ・自治、政治参加について教えられていないことが主な要因と考えられる。
- ・投票率向上には、選挙の接戦度を上げて、期待できる政策が掲げられ、手軽に投票でき、「推し活」や一体感の要素があることが必要。
- ・デジタル化は参加意識を高めるうえで効果的。集まって意見交換をする場合、他社に流されて意見を出しにくくなるケースが多いため、オンラインでアバターを使うなど匿名性のある双方向コミュニケーションは効果的。

■所感

議員として押さえておくべき地方自治制度のポイントを理解できたことで、自身の役割を確認することができました。日々の活動により現場の市民の声をいかに拾い上げ、また各種政策への知見を高めるとともに、意見や声から、真の問題点を考え導き出し、解決策を提案できるようになること、また、市長や執行部の提案に対して、そのブラッシュアップに貢献し、場合によっては、条例制定により、力を持って市政に働きかけることができるようになることなど、議員として、期待されていることの大きさを認識できました。

日頃の要望対応や、議会での質問検討などをする中では、具体的な事業やピンポイントの課題に向き合うことになるため、議員としてどう動くべきか、議会の権能をどう生かすべきかという視点は抜けがちです。本研修で確認した基本を忘れず、自身の活動を俯瞰的にみられる時間を確保していきたいと思います。

加えて、市民に納得や満足いく形で市政を進めていくという意味で、いかに市民に見てもらい、評価してもらうかということも重要と学びましたので、課題や政策等の内容自体もさることながら、対話やコミュニケーションの量と質も重視し、見せていくということにも留意し、今後の活動を進めていきたいと考えています。